

議会運営委員会

日 時 平成 2 8 年 6 月 1 4 日 (火) 午後 時 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 6 月 1 6 日本会議の議事について

(1) 議事日程

第 1 一般質問

諸報告

第 2 報告第 1 号から報告第 3 号まで及び

第 1 号議案から第 7 号議案まで (質疑、付託)

(2) 諸報告 : 法人経営状況説明書類 7 件提出

(3) 質 疑 : 日程第 2 質疑順序 _____

(4) 付託先 : 別紙付託表のとおり

付託表を 1 6 日議場へ持参

2 陳情・要望について

非核・平和施策に関する要望書 総務文教 【別紙 1】

3 平成 2 8 年 9 月定例会の決算審査について

議会運営委員会 (5 月 3 0 日開催) の議題 (各会派での検討結果)

【裏面に続く】

4 政策研究会について

(1) 政策研究会の報告

[テーマ] 農林観光政策

[構成員] 小川議員、齊藤議員、菱田議員、小島議員、福井副議長

[研究期間] 平成28年5月31日まで

(2) 研究成果の取り扱いについて

5 議会基本条例検証及び見直しに係るスケジュールについて

次回の日程 : 6月 日 ()

現状の課題等の提出締切 6月23日(木)事務局まで

6 その他

(1) 議会だよりの議運視察原稿

(2) 当面の会議予定

6月17日(金) 10:00 ~ 総務文教常任委員会

20日(月) 10:00 ~ 環境厚生常任委員会

21日(火) 10:00 ~ 産業建設常任委員会

22日(水) 10:00 ~ (会派会議)

14:00 ~ 幹事会・議運

議運事前調整は22日(水) 13:30 ~

23日(木) 10:00 ~ [閉会日]

各常任委員会

(終了後 議運、幹事会、会派会議)

閉会后 広報広聴会議

平成 2 8 年 6 月 定 例 会 議 案 付 託 表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教常任	報 2	専決処分の承認を求めることについて 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
	報 3	専決処分の承認を求めることについて 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）
	2	亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	3	亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について
	4	亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
環境厚生常任	報 1	専決処分の承認を求めることについて 平成 2 7 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）
	5	亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	6	亀岡市立病院経営審議会条例の制定について
産業建設常任	1	平成 2 8 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）
	7	亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会議長 様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、地域社会の健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

広島・長崎の被爆から71年を迎えました。核兵器の非人道性から禁止・廃絶を求める動きとも相まって、いまや核兵器禁止条約の交渉を開始せよとの声は、世界の大勢となって力強くひろがっています。

私たちは、貴自治体と議会にたいして、憲法で認められた地方自治の原則に基づき、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

【 記 】

1. 被爆70年を経て、核兵器の非人道性から禁止・廃絶を訴える国際的な動きが急速に広がっている今、「核兵器のない世界」にむけて被爆の実相をひろげることが重要になっていきます。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意ある取り組みを強めてください。とりわけ以下の点についてご協力ください。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催など積極的に活用してください。
 - (2) 地域がおこなう原爆（写真）展に後援・協賛してください。公民館など公共施設を無償で提供してください。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の生徒に案内してください。
 - (4) 広報、有線放送等を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせてください。
2. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」など積極的な非核・平和の取り組みをおこなってください。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化、充実してください。
3. 被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に対して、「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」決議・意見書（別紙・例文）を提出してください。
4. 京都府に対して、脱原発・非核京都府宣言の実現と、非核三原則の地方における具体化である非核「神戸方式」を舞鶴港に適用し、核持ち込みを許さない非核舞鶴港の実現を強くはたらきかけてください。

5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野での取り組みを積極的にすすめてください。
6. 原爆症認定訴訟の相次ぐ勝利は、国を動かし一定の改善をかちとりました。しかし、司法の判断、被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。原爆症認定問題の早期解決を国にはたらきかけてください。また、高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実してください。
7. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。姉妹都市などに被爆組写真を送る取り組みなど、加盟している「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶にむけた国際的な行動に積極的に取り組んでください。
8. 前文や第9条で、戦争を放棄し国際紛争の平和的解決を明確にした日本国憲法を地域の平和に生かす努力、施策をすすめてください。日本を戦争する国につくりかえる安保法制（戦争法）の廃止を求めてください。
9. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80km圏にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発をはじめすべての原発の再稼働に反対し、すべての原発の廃棄・廃炉を求めてください。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化してください。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、取り組んでください。
10. 日米両政府は京丹後市の経ヶ岬に米軍専用レーダー（Xバンドレーダー）基地を設置し、運用を開始しましたが、騒音問題や米軍関係者による事故多発など地域や住民のなかに不安が広がっています。日本の防衛とは無関係で、地域と住民の安心・安全を脅かす米軍のXバンドレーダー基地の撤去を日米両政府に求めてください。

2016年5月16日

原水爆禁止国民平和大行進

京都実行委員会代表 梶川 憲

2016年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 Tel:075-811-3203 FAX:075-811-3213